

事 務 連 絡
平成17年7月26日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

モニタリング検査の強化について

標記については、平成17年3月31日付け食安輸発第0331003号により通知しているところですが、今般、検疫所におけるモニタリング検査の結果、下記のとおり食品衛生法違反の事例があったことから、本日以降輸入されるオーストラリア産フェンネル及びその加工品（簡易な加工に限る。）については、食品衛生法違反のおそれがあるか否かを判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を50%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくお願いします。

記

違反事例

1. 品 名：生鮮フェンネル
2. 生産国：オーストラリア
3. 検査結果：クロルピリホス 0.11ppm 検出（基準値 0.01ppm）
4. 検 疫 所：成田空港検疫所

（届出受付番号：第 21011839480 号 5 欄）